

調布市総合交通計画の改定について

1 策定の目的

調布市では、「調布市都市計画マスタープラン」及び「調布市地域別街づくり方針」の交通部門を補完し、目指すべき将来像や将来都市像などを実現するため、今後実施すべき交通施策の基本方針を示す「調布市総合交通計画」を平成23年4月に策定しました。

本計画の策定から10年が経過するなかで、調布駅～国領駅周辺の連続立体交差事業が完了し、中心市街地に賑わい空間を創出できたことで、まちの魅力が高まり、人口も増加傾向で推移しています。その一方で、進展する少子高齢化への対応として、日常生活の利便性を確保するための交通環境の改善が求められています。

また、社会的な情勢をみると、AI タクシーの導入や MaaS・自動運転をはじめとした新技術の開発・適用が急速に進められていること、新型コロナウイルスへの対応を踏まえた新しい生活様式により公共交通に影響が生じていること、さらに世界的に SDGs を掲げた動きが活発となっていることなど、大きな変化が生じています。

こうした状況を踏まえ、調布市においても今後予想される社会情勢の変化や市民ニーズに対応した「調布市総合交通計画」となるよう、策定後の10年を経た中間での見直しを行い、本計画の改定を行います。

■総合交通計画の位置づけ

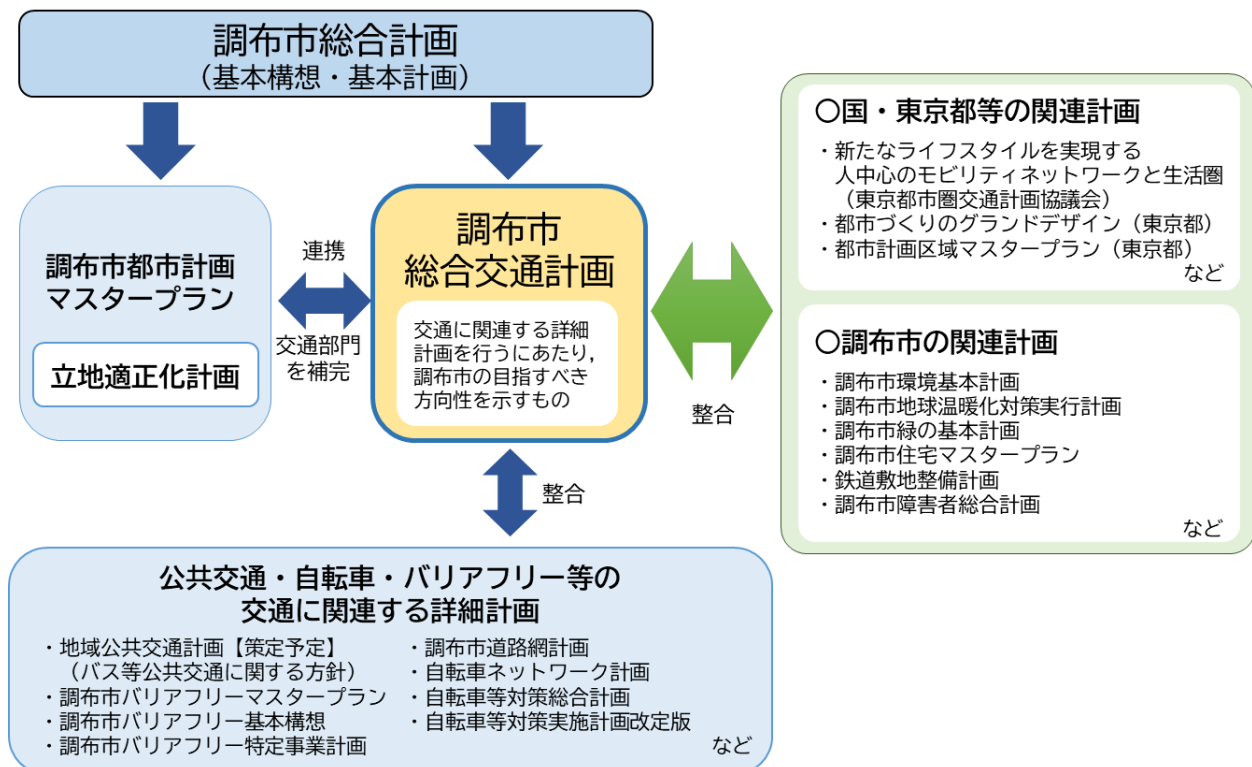


図 総合交通計画の位置づけ

2 地域公共交通計画について

地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する法律（以下「地域公共交通活性化再生法」という。）に規定される計画（以下「地域公共交通計画」という。）は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（以下「法定協議会」という。）を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成します。

地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものです。そのため、基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成や実施を「努力義務」として定めています。

(1) 地域公共交通計画作成に必要な検討項目

地域公共交通計画には、以下のような内容を含めることとされています。

- ① 基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ 事業・実施主体
- ⑤ 達成状況の評価
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 他の計画との連携

(2) 地域公共交通計画を策定する意義

地域公共交通計画を作成する意義として、以下の5点があります。

- ① 地域公共交通政策の「憲法」
地域からの要望等に対して、「自分たちの地域ではこのような考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行います」という宣言文となります。
- ② まちづくり施策や観光施策との連携強化
まちづくりや観光等と連携した地域旅客運送サービスの持続的な提供を行うこととしており、地域交通をきっかけに様々な分野の計画推進につなげることが可能です。
- ③ 関係者間の連携強化
法定協議会を設置して計画作成を進めることで、行政の動きと歩調を合わせた民間の計画の立案や新たな問題を解決するための協調行動を話し合うことが可能です。
- ④ 交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化
単一の公共交通機関の運行計画ではなく、地域内の交通事業の連携を促進し、効率的なサービスの充実化につなげるための計画であり、地域全体のネットワークの在り方について、鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討することが可能。MaaS等の導入を検討する場合にも有効です。
- ⑤ 公共交通政策の継続性
計画に目標とそのPDCAが位置づけられていることにより、定期的なチェックが行われ、モニタリング機能が働くこととなり、担当等が異動となった場合でも、突発的な事項にも早期に察知し、対応を検討することが可能です。

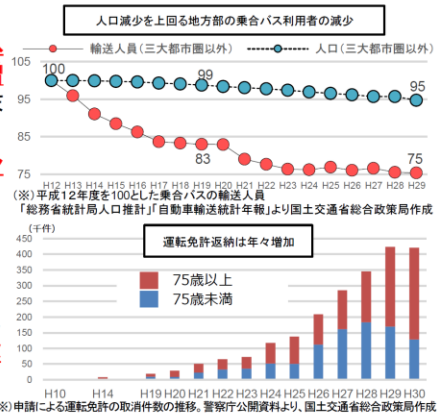
(3) 改正地域公共交通活性化再生法の概要

●持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年11月27日施行）

背景・必要性

- 人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、**公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している**中、**高齢者の運転免許の返納が年々増加**する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。
- 加えて、多様な関係者が連携し、**地域経済社会の発展**に資する**交通インフラを整備**することにより、生産性向上を図ることも必要となっている。

- 地方公共団体**が、交通事業者等と連携して、
 - ①公共交通を中心に**地域の輸送資源を総動員**する交通計画を作成
 - ②最新技術等も活用しつつ、**既存の公共交通サービスの改善・充実**を徹底するとともに、**国が予算面とノウハウ面から支援**を行うことで、**持続可能な地域公共交通を実現**。



法案の概要

地域が自らデザインする地域の交通

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画**」(マスタープラン)の作成（作成経費を補助 ※予算関連）
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送等）を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）
 - ・定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施
- 地域における協議の促進**
 - ・**乗合バスの新規参入等**の申請があった場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し**通知**

地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- ①**維持が困難となったバス路線等**について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な**旅客運送サービスを継続**(地域旅客運送サービス継続事業)
- ②過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**の実施の円滑化
 - ・**バス・タクシー事業者**がノウハウを活用して**協力する**制度を創設し、実施を円滑化
 - ・住民のみならず**来訪者**も運送の対象に加え、観光ニーズへの対応を可能に
- ③鉄道・乗合バス等における**貨客混載**に係る手続の円滑化(貨客運送効率化事業)

既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ①**利用者目線**による**路線・ダイヤの改善**、**運賃の設定**等を促進(地域公共交通利便増進事業)
 - ②**MaaS**に参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設 (新モビリティサービス事業)
- ※MaaS: Mobility as a Service

交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度の拡充**
 - ・多様な関係者の連携による**鉄道インフラ**や**物流拠点の整備**（※予算関連）



出典：国土交通省資料 <https://www.mlit.go.jp/common/001374656.pdf>

3. 総合交通計画改定の検討期間の変更

総合交通計画の改定は、当初、令和3年度を予定していましたが、前に示した計画の位置づけからも、都市計画マスタープラン・立地適正化計画の内容の整合を図り検討を行うことが必要な状況です。また、公共交通に関する詳細計画の検討の必要性も増していることから、以下のようなスケジュールに変更のうえ、検討を進めます。

総合交通計画改定の検討：令和4年度末の公表に向けて検討を行います。令和4年11月頃のパブリックコメント実施を想定しています。

地域公共交通計画の策定：令和4年度から、（仮称）調布市地域公共交通計画の策定も並行して実施する予定です。

	令和2年度						令和3年度						令和4年度																		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合交通計画	1. 現況把握	■																													
	2. 交通施策を取巻く環境変化の把握	■																													
	3. 関連情報の収集			■																											
	4. 総合交通計画の検証			■																											
	5. 計画の見直しの方向性検討					■																									
	6. 交通施策の検討																														
7. 現計画の見直し案の作成																															
8. パブリックコメント																															
9. 調布市総合交通計画の改定																															
計画地域（仮称）公共交通	1. 現況整理	■令和5年度以降の実施内容(案)【令和6年度の策定を予定】 3. 市民ニーズ等の把握(アンケート調査の実施) 4. 会議の運営等																													
	2. 上位・関連計画の整理	5. 問題点・課題の整理 6. 地域公共交通計画の基本方針の検討 (1)公共交通不便地域の見直し (2)目標と基本方針の検討																													
	3. 市民ニーズ等の把握	7. 計画案の検討 (1)公共交通施策の検討 (2)関係者へのヒアリングの実施 (3)計画案の作成 8. パブリックコメントの実施 9. 地域公共交通計画の策定																													